別表第七号　無線局の廃止届出書の様式(第24条の3第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局廃止届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿(注1)

電波法第22条又は電波法第27条の10第1項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者(注2)

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒(　　―　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2　無線局の廃止に係る事項(注3)

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　廃止する年月日	
⑤　備考	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)

を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2)　②の欄は、当該届出に係る無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(3)　③の欄は、無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、無線局を廃止する年月日を記載すること。ただし、第24条の3第1項ただし書の規定による届出の場合は、廃止した年月日を記載すること。

(5)　⑤の欄は、次によること。

ア　第24条の3第1項ただし書の規定による届出の場合は、その旨及び理由を記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

4　届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。